

東京都板橋区農業委員会

第 23 期第 36 回定例総会議事録

令和 2 年 6 月 2 5 日

於 下赤塚地域センター第1洋室 (赤塚庁舎3階)

第 23 期第 36 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 2 年 6 月 2 5 日（木）午後 2 時

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 2 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6	會田 幸夫	10	染宮 利章
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

議 事

1 協議事項

- (1) 東京都都市計画生産緑地地区の変更について (資料1)
- (2) 第60回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について (資料2)
- (3) 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について (資料3)
- (4) 特定都市農地貸付けに関する申請について (資料4)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料5)
合計16件 内訳：4条関係 9件、5条関係 7件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料6)
- (3) 令和2年度板橋区農業関係予算概要について (資料7)
- (4) 農地管理指導について (資料8)

3 その他

4 次回日程

日 時 令和2年7月20日 (月) 午後2時 開会
場 所 下赤塚地域センター 第1洋室

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	小原 昭雄	委員
	會田 幸夫	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	堺 浩樹	書記
	森戸 美紀	書記

<p>事務局 長</p>	<p>只今より、第23期第36回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 それでは会長、開会の挨拶と進行をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、小原委員、會田委員を指名させていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、協議事項（1）東京都都市計画生産緑地地区の変更について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それではご説明させていただきます。 1 ページ、資料1をご覧ください。令和2年6月3日付で区より東京都都市計画生産緑地地区の変更について、照会がありました。 この照会については、板橋区の都市計画変更手続きにおいて、生産緑地法施行規則第1条の「市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を変更しようとする場合には、市町村長は生産緑地法上の農地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聞くことができる」とされており、それに則った照会文書となります。 2 ページ目をご覧ください。板橋区生産緑地地区変更（案）内容として、変更箇所数が2か所である旨が記載されています。3 ページ目をご覧ください。板橋区生産緑地地区変更詳細一覧表として、生産緑地番号92番と111番について変更がある旨が記載されています。土地の位置や所有者、変更前と変更後の内容については表に記載のとおりです。 4 ページ目をご覧ください。新旧対照表と、変更概要として生産緑地地区は65件から63件、面積は9.61ヘクタールから9.14ヘクタールとなる旨が記載されています。 5 ページ目をご覧ください。5今後のスケジュールというところで、農業委員会での回答後の区での都市計画変更手続きの流れが記載されています。 6 ページ目から8 ページ目に今回変更を行う生産緑地候補地の地図上の位置が示されています。 9 ページ目をご覧ください。この変更に伴いまして、ご意見等なければ、こちらの回答文書どおり板橋区長あて、原案で支障ない旨回答したいと考えております。ご説明は以上です。</p>

会 長	この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 無いようですので板橋区長あて、会長名で回答したいと思います。
会 長	続きまして、協議事項（２）第６０回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について、事務局、説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは書記からご説明いたします。
書 記	<p>１０ページ、資料２をご覧ください。概要ですが、主催は東京都農業会議でございます。推薦の条件は、個別経営の部については過去７年以上、当該農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている４０歳以上の方で、年間農業収入がおおむね５００万円以上で利益を生じている方です。集団活動の部については記載のとおりです。推薦期限は８月３１日です。表彰式は来年２月１８日の農業者大会にて実施されます。過去の受賞者は記載のとおりです。</p> <p>被推薦者ですが、資料に記載の方をご推薦したいと思います。いかがでしょうか。</p>
会 長	<p>この件について、意見等がございましたらお願いします。 特にご異議がないようですので、資料に記載の方を推薦したいと思います。</p> <p>続きまして、協議事項（３）相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>１２ページ、資料３をご覧ください。 申請年月日は令和２年６月１日、相続人・被相続人は記載のとおりです。対象の生産緑地の生産緑地番号は１０６です。土地の所在が成増四丁目８２０番１と６の２筆です。登記簿上の地目と現況はいずれも畑、面積はそれぞれ１，００６平方メートルと１２３平方メートルの合計１，１２９平方メートルでございます。おおむねの位置は成増幼稚園の南西側にあたる場所です。相続開始年月日は令和元年１１月１日、令和２年６月１５日に染宮利章委員と現地確認を行っています。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>トマト、ネギ、里芋、ナスなど様々な野菜が敷地一面に植えられておりました。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会 長	染宮委員、現地について何かご意見はございますか。

<p>染 宮 委 員</p>	<p>特にありません。きちんと耕作されておりました。また、相続人の方から奥の畑については生産緑地に指定されていないとのことでしたので、追加指定について、手続き等を相続人の方と進めていただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、特にご異議がないようですので、証明書の発行をお願いします。</p> <p>続きまして、協議事項（４）特定都市農地貸付けに関する申請について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは13ページ、資料4をご覧ください。</p> <p>株式会社アグリメディアより特定都市農地貸付けの承認申請書の提出が農業委員会会長宛にございました。特定都市農地貸付けの要件を満たしているかについて、前回の総会で区とアグリメディア、所有者との三者協定の締結に関してのご意見を頂戴した際に、同様に資料をお配りし、要件が満たされていることを確認いたしました。また、P.18の貸付協定については、前回の総会后、区とアグリメディア、所有者とで締結した協定書の写しとなります。</p> <p>特に問題がなければ、承認の旨を株式会社アグリメディアに回答したいと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、意見等がございましたらお願いします。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>当該区画については、既に事業が実施されている土地であるが、契約期間の7月1日からも何ら変わらず事業が実施されるという理解でいいのでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>事業自体は開始されておりますので、実質的には何も変わりません。</p>
<p>田 中 委 員</p>	<p>申請者が今月の20日に亡くなったと伺っていますが、再申請等が必要になるのでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>先ほど会長よりお亡くなりになった旨を伺いました。アグリメディアに確認し、次回の総会等で経過を報告いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは、アグリメディアに確認し、経過の報告をお願いします。</p> <p>続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料５、３８ページをご覧ください。</p> <p>農地法第４条第１項第８号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和２年３月１１日から令和２年６月１０日までに届出があったもので９件です。</p> <p>専決番号１、土地の所在が成増三丁目４４９番３でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は１４平方メートルです。転用の目的は共同住宅の敷地の一部でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置はアリエスの北側にあたるところです。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>アパートの間、オレンジポールの左側が当該区画です。現況に対する届出となっております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>つづいて、専決番号２、土地の所在が成増三丁目３１２番１と３１２番２６の２筆でございます。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ３７５平方メートル、９６平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は成増病院の南西側にあたるところです。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は駐車場と共同住宅の状態、５月２５日着工、１１月１０日完了、鉄骨２階建て１棟の個人住宅が建設予定となっております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>つづいて、専決番号３、土地の所在が成増四丁目５７２番１の一部でございます。登記簿上の地目は畑、現況も畑です。面積は９４８平方メートルのうち８４２平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は赤塚第二中学校と成増ヶ丘小学校の北側にあたるところです。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

<p>書記</p>	<p>一部生産緑地であるため、948平方メートルのうち842平方メートルとなっております。1月の総会で近くの区画についても転用の届出が出ておりましたが、今回はその奥側が当該区画となります。7月25日着工、1月20日完了、鉄骨3階建て1棟の個人住宅が建設予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>つづいて、専決番号4、土地の所在が小茂根三丁目3916番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は237平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は大山高校の南東側にあたる場所となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は個人住宅と倉庫の状態、現況に対する届出となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>つづいて、専決番号5、土地の所在が中台二丁目650番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況も畑です。面積は625平方メートルです。転用の目的は重層長屋の新築工事のためでございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は日大豊山女子高校の東側にあたる場所です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は畑の状態、8月1日着工、2月28日完了、木造地下1階、地上2階建ての重層長屋が建設予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>つづいて、専決番号6、土地の所在が成増四丁目1525番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は218平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は成増幼稚園の南側にあたる場所です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況はアパートと駐車場の状態で、8月25日着工、3月20日完了、木造2階建て1棟の個人住宅が建設予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>つづいて、専決番号7、土地の所在が赤塚一丁目860番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は550平方メートルです。転用の目的は保育園でございます。届出人の住所、氏名、</p>

	<p>職業については記載のとおりです。おおむねの位置は赤塚健康福祉センターの北側にあたる場所です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は駐車場で、6月着工、1月30日完了、鉄骨2階建ての保育園が建設予定となっております。</p>
事務局長	<p>つづいて、専決番号8、土地の所在が徳丸四丁目179番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は588平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は赤塚第一中学校の北側にあたる場所です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は駐車場で、5月25日着工、9月26日完了、鉄骨2階建て1棟の個人住宅が建設予定となっております。</p>
事務局長	<p>つづいて、専決番号9、土地の所在が西台一丁目1270番6でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は81平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は志村学園の南西側にあたる場所です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は既に着工済みで、4月1日着工、9月30日完了、木造2階建て1棟の個人住宅が建設予定となっております。</p>
事務局長	<p>続いて44ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和2年3月11日から令和2年6月10日までに届出があったもので7件です。</p> <p>専決番号1、土地の所在が西台三丁目21番3と21番10の2筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ472平方メートルと425平方メートルです。転用の目的は分譲住宅です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は西台三丁目アパートの西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は更地で、以前区民農園だった区画となります。6月15日着工、</p>

<p>事務局長</p>	<p>10月31日完了の鉄骨3階建て3棟の分譲住宅が建設予定となっております。</p> <p>つづいて、専決番号2、土地の所在が西台一丁目1249番1と1250番1と1250番3と1255番の4筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ576平方メートル、298平方メートル、79平方メートル、479平方メートルです。転用の目的は共同住宅です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は都立志村学園の南西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>写真の畑以外の木が立っている部分の奥側にあたる部分が当該区画となります。8月26日着工、1月30日完了の鉄骨3階建て4棟の共同住宅が建設予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>つづいて、専決番号3、専決番号4は区画が近いため同時に説明いたします。専決番号3の土地の所在が赤塚六丁目1624番11です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は23平方メートルです。転用の目的は分譲住宅です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。</p> <p>専決番号4の土地の所在が赤塚六丁目1624番10と1624番12の2筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ43平方メートルと22平方メートルです。転用の目的は分譲住宅です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。</p> <p>おおむねの位置は区立赤塚福祉園の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>写真の手前側のじゃりが敷いてある部分が専決番号3、通路部分が専決番号4の区画となります。6月9日着工、9月19日完了の木造2階建て2棟の分譲住宅が建設予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>つづいて、専決番号5、土地の所在が向原二丁目1436番5と1436番8の2筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ201平方メートルと185平方メートルです。転用の目的は共同住宅等です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は向原小学校の南東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

書記	<p>現況は戸建て住宅となります。着工時期、完了時期については未定となっております。</p>
事務局長	<p>つづいて、専決番号6、専決番号7は区画が近いため同時に説明いたします。専決番号6の土地の所在が徳丸三丁目118番20です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は14平方メートルです。転用の目的は通路です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。</p> <p>専決番号7の土地の所在が徳丸三丁目118番21です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は14平方メートルです。転用の目的は通路です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。</p> <p>おおむねの位置は東武練馬のイオンの西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は駐車場の通路部分で現況に対する届出となっております。所有者間での交換と聞いております。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。ないようですので、次にまいります。</p>
事務局長	<p>報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>資料6、49ページをご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。令和2年3月1日から令和2年6月10日までの間に照会があったもので、5件です。</p> <p>1番、土地の所在は徳丸一丁目86番1です。地目は畑、面積は589.24平方メートルです。現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月19日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は東武練馬のイオンや不動通りの東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況ですが、マンションとなっております。非農地である旨を法務局に報告しております。</p>

<p>事 務 局 長</p>	<p>つづいて2番、土地の所在は赤塚二丁目1936番5と1936番8の2筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ38.38平方メートルと94.73平方メートルです。現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月31日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は下赤塚小学校の南側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況ですが、マンションと戸建ての間が当該区画となっております。非農地である旨を法務局に報告しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>つづいて3番、土地の所在は西台三丁目54番1です。地目は畑、面積は247平方メートルです。現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、過去に転用届出がありましたので、その旨を4月3日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は不動通りの東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況ですが、戸建て住宅となっております。非農地である旨を法務局に報告しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>つづいて4番、土地の所在は赤塚六丁目1775番3です。地目は畑、面積は109平方メートルです。現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を4月23日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は下赤塚小学校の北側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況ですが、戸建て住宅となっております。非農地である旨を法務局に報告しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>つづいて5番、土地の所在は成増五丁目343番5、343番51、343番60、343番64、343番65、343番50、343番63の7筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ264平方メートル、0.71平方メートル、12平方メートル、6.24平方メートル、8.5平方メートル、839平方メートル、0.8平方メートルです。現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。</p>

	<p>りです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を5月29日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は成増第五公園の南東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況ですが、駐車場となっております。非農地である旨を法務局に報告しております。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>3番についてですが、転用の届出が出ているのに地目が畑であるのは何故なのでしょう。</p>
農政担当係長	<p>農地転用の届出があった際は、農業委員会で受理通知書を発行し、受理通知書を法務局に提出して地目変更の手続きを行います。 転用の届出が出ているのに地目が畑であるのは、転用の届出はしているものの、受理通知書を法務局へ提出していないためと思われます。</p>
会長	<p>そのほか、ご質問等ございましたらお願いいたします。 ないようですので、次にまいります。</p>
事務局長	<p>報告事項（3）、令和2年度板橋区農業関係予算概要について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>それでは、53ページ資料7をご覧ください。歳入、歳出共に前年度と大きく変わったところはありません。歳入につきまして、区民農園利用料が区民農園数の減少のため減となっております。</p> <p>歳出につきましては、農業体験学校運営経費が前年と比較してかからないとのことでしたので、若干の減となっております。</p> <p>また、机上に配付しました令和2年度6月補正予算概要と記載があります資料をご確認ください。</p> <p>一番下の農業振興対策費258万2千円については区内農業者と子ども食堂との食材マッチング事業に要する経費として6月補正予算で増額しております。</p> <p>ご説明は以上となります。</p>

<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。 ないようですので、次にまいります。</p> <p>報告事項（４）、農地管理指導について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは５４ページ、資料８をご覧ください。生産緑地の管理状況について指摘のあった生産緑地番号１１について、４月７日染宮委員と事務局で確認を行いました。</p> <p>現地の状況については写真をご覧ください。</p> <p>敷地一面にミカンの木１００本が植えられており、改善を確認しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>染宮委員、現地について何かご意見はございますか。</p>
<p>染 宮 委 員</p>	<p>特にありません。きちんと耕作されておりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。 ないようですので、次にまいります。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、ご質問などがありましたらお願いいたします。 無いようですので、これをもちまして、第３６回定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（終了時間 午後２時３０分）</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <p style="text-align: center;">・定例総会 ７月２０日（木）午後２時</p>